

宝くじ助成事業で整備しました

宝くじ助成により、西古泉地区に照明柱と投光機一式が、宗意原地区にお祭り用具一式が整備されました。

◆西古泉地区
照明柱、投光機一式



◆宗意原地区
お祭り用具一式



☎町民課コミュニティ係
☎985-4228

平成21年度 松前町財政健全化指標 松前町の財政は健全です

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成21年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

◆健全化を判断する比率（単位：％）

指標	松前町	早期健全	財政再	備考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	14.37	20.0	3億6,450万2千円の黒字
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字(または資金の不足額)の割合)	—	19.37	40.0	12億2,883万1千円の黒字
実質公債費比率 (収入に占める借金返済額の割合)	14.1	25.0	35.0	前年度 13.9%
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	115.9	350.0		前年度 113.4%

※実質収支と連結実質収支は黒字のためーで表示されます。

【解説】

松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たる早期健全化団体（公営企業については経営健全化団体）とレッドカードに当たる財政再生団体には該当しません。

このように健全な松前町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組みます。

問 財政課財政係

☎985-4101

◆資金不足の比率（単位：％）

区分	資金不足比率	経営健全
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	

※事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率はありません。

父子家庭の皆さん 児童扶養手当の申請はお済みですか？

児童扶養手当は、ひとり親家庭に支給される手当です。8月から父子家庭にも児童扶養手当が支給されるようになりました。

手当の月額はいくら？

子どもの数や受給資格者の所得などで決まります。

▼児童1人の場合 9,850円〜41,720円

▼児童2人以上の加算額
2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円

父子家庭の支給要件は？

次のいずれかの子どもを、父が監護し、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障がい状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども

⑤ その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子どもなど）

父子家庭のお父さんが受給するには？

役場への申請が必要です。

▼7月31日までに支給要件を満たしている人→11月30日までの申請で「8月分」から支給されます。

▼8月1日から11月30日までに支給要件に該当した人→11月30日までの申請で「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。

※申請には必要な書類がありますのでお問い合わせください。また、役場の開庁時間に来られない場合なども、ご相談ください。

問 福祉課児童福祉係

☎985-4114

10月18日～24日は 秋の行政相談週間 特別行政相談所

行政に関する苦情や要望などを中立的な立場から解決にあたるのが行政相談です。相談無料、秘密は厳守します。

- ◎日時 10月20日(水) 10時～15時
- ◎場所 北公民館
- ◎相談員 行政相談委員 國田竹孝、鳥谷太紀男

※定例の行政相談を毎月1回開催しています。詳しくは「まさきお役立ちカレンダー」行政相談をご覧ください。

問 総務課危機管理係
☎985-4103

第35回 まさき文化祭

10月30日(土) 10時30分～16時30分
10月31日(日) 10時～16時30分

10/30 イベントゾーン
オープニングセレモニー
10時30分～

獅子舞競演会
チンドン屋パフォーマンス

10/31 ミントさんとふうせんで遊ぼう

10/30・10/31 各種バザー
ふるさとフェスタ(伊予市・伊予郡特産展)
まつまえ・まさき物産展
本マグロの解体ショー 11時30分～

10/30・10/31 アミューズメントゾーン
こども作品展 松前公園

10/31 フリマの祭典(フリーマーケット)
チャレンジ・ザ・ゲーム
※こども作品展以外は雨天中止

10/30・31 アートゾーン
作品展示会 文化センター
芸能発表会

10/31 愛媛県警察音楽隊演奏

10/30 ふれあいゾーン
食育フェスタ 福祉センター

サロン・ボランティアコーナー
交通安全ふれあいコーナー

問 松前総合文化センター ☎985-4139



あなたのこころ元気ですか？ こころの健康講座を開催します

ストレスで心のバランスをくずしてしまふ「うつ病」。誰にでもかかる可能性のある病気として理解を深めることが、早期発見・早期治療につながります。

- ▼日時 10月21日(木) 19時～20時30分
- ▼会場 松前町総合福祉センター2階集会室
- ▼講師 四国がんセンター精神科・心療内科、緩和ケアチーム専従医師 大中俊宏 先生

▼演題 「あなたのこころ元気で
すか？ ～みんなに知ってほしい
うつ病～」

- ▼定員 100人(先着)
- ▼申し込み方法 電話で保健センター係へお申し込みください。

問 健康課保健センター係
☎985-4118

調査票の記入はお済みですか？ 10月7日までに提出を！

国勢調査

対象 日本に住んでいるすべての人と世帯

- 平成22年の国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の調査で、最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は、社会福祉、雇用対策や生活環境の整備など、わたしたちの暮らしのために役立てられます。

※調査票に記入された内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。

調査方法 調査員が世帯を訪問して調査票を配布しています。記入後は、封筒に入れて調査員に渡すか、郵送で提出してください。

詳しくは、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査 e-ガイド」をご覧ください。<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

調査票が届いていない場合はお問い合わせください。 問 財政課統計電算係 ☎985-4101

男女共同参画のすすめ

男女共同参画社会とは、次のような社会を目指しています。「フレッシュ・リブまさき」による男女共同参画まちづくり標語とともに紹介します。

家庭

お手伝い
今日からパパも 一緒にね

- ◆掃除、洗濯、食事の支度や片付け、育児、介護などあらゆる場面で家族全員が協力して分担している。
- ◆夫婦間でお互いの人権を尊重し、支えあい協力している。

地域

手をつなごう
男と女 大人も子どもも
知恵出しあって 生き生きと

- ◆地域団体の役割分担を男性中心型から男女共同型に改めている。
- ◆性別や世代を超えた交流を通して、地域社会の一員としての連帯感やボランティア意識が図られ、明るい住みよい地域づくりが進められている。

職場

女と男
一緒に生み出す 人間力

- ◆男性の育児・介護休暇の取得を促進し、環境が整備されている。
- ◆家庭生活とのバランスがとれた労働時間で、男性も女性も共にゆとりをもって生き生きと働いている。

社会教育課人権教育係
☎ 985-4137



●浄化槽の維持管理
浄化槽は、微生物の働きを利用してトイレや台所などから出る汚水をきれいにする役割があります。浄化槽の機能が十分に発揮されないとい、汚れた水が流れ出し、悪臭が発生してしまいます。浄化槽の設置者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

1 保守点検
浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、年3〜4回実施

2 清掃
槽内にたまった汚泥の引出し、機器類の洗浄、清掃を行う作業で、年1回以上の実施

3 法定検査
浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断する検査で、新しく設置後3カ月から8カ月の間に検査、その後は年1回。(社)愛媛県浄化槽協会が受検

●浄化槽の設置補助金
下水道事業認可区域以外の地域に住宅用の浄化槽を設置する際に事業費の一部を補助しています。詳しくは下水道課までお問い合わせください。

問 上下水道課下水道業務係
☎ 985-4126
(社)愛媛県浄化槽協会
☎ 92512661

10月1日は浄化槽の日 浄化槽は正しく維持・管理を

町県民税・各種保険料(税)を特別徴収(年金天引き)で納めている人は、10月から本徴収が始まります。また、これまで普通徴収だった人でも、10月から特別徴収が始まる人もいます。対象者には、6月〜7月に通知書をお送りしていますのでご確認ください。特別徴収は翌年度も引き続き行われ、平成23年4・6・8月に納める額は、23年2月に納める額と同額です。

支払月	22年度						23年度		
	4	6	8	10	12	2	4	6	8
徴収区分	仮徴収または普通徴収			特別徴収(本徴収) 22年度税(保険料)額 -徴収済額			特別徴収(仮徴収) 23年2月に納める額と同額		

問 税務課町民税係 ☎ 985-4110
保険課保険料係 ☎ 985-4227

町県民税・各種保険料(税)の特別徴収 10月から本徴収が始まります

国民年金加入中に※初診日がある病気やけがなどで、障がいのある状態になったとき、※障害認定日に一定の基準に該当していれば、障害基礎年金を受けることができます。ただし、国民年金保険料の未納がないことなど、一定の納付要件を満たしていることが必要ですので、ご注意ください。

なお、20歳前に初診日がある人は、障がいの状態が一定の基準に該当していれば、20歳から受給できます。この場合、本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合は、支給が制限されます。

※初診日：障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

※障害認定日：初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日

▼請求の手続き 町民課住民係で請求の手続きをしてください。詳しくは、お問い合わせください。

問 町民課住民係
☎ 98514106
松山西年金事務所お客様相談室
☎ 92515110

ご存知ですか？ 障害基礎年金

小さな子どものための 自然観察会 野々っ子くらぶ



野々っ子くらぶ第3回はどんぐり探しをします。子どもと一緒に自然と触れ合ってみませんか。

第3回どんぐりの会

- *日時 11月2日(火) 10時〜11時30分
- *場所 神崎集会所、福德泉公園
- *対象 就園前の子どもと保護者
大人だけでも参加できます。
- *服装 帽子、運動靴、長袖長ズボンでの参加をお勧めします。
- *持ち物 お茶、タオルなど
- *申し込み方法 11月1日(月)までにお電話ください。
(先着15組)

*申込先 町民課生活環境係 ☎ 985-4117
子育て支援センター ☎ 985-4151

米の生産者の皆さんへ 米のトレーサビリティ制度スタート

生産者

取引の記録や産地情報の伝達が必要になります

J A、業者へ出荷または販売した場合

消費者へ直接販売した場合

取引の記録

平成22年
10/1から

★ポイント
「取引の記録」は、必要事項が記入された出荷伝票などを保存しても構いません。

取引の記録と産地情報の伝達が必要です。米や種もみを出荷・販売した場合は、その記録を作成して3年間保存する必要があります。

- 【記録事項】
- ・名称
 - ・産地
 - ・数量
 - ・年月日(出荷日、販売日など)
 - ・出荷先(販売先)

産地情報の伝達

平成23年
7/1から

★ポイント
炊飯した米飯類、もちなどを直売所で販売する場合は、原料に使用した玄米・精米の産地を消費者へ伝える必要があります。

産地情報の伝達が必要です。米、米加工品などを出荷・販売した場合は、産地情報を相手に知らせる必要があります。一般消費者へ直接販売する場合、JAS法に基づく産地表示義務があるものは、これに従って表示してください。

問 産業課農業係 ☎ 985-4119
愛媛農政事務所食糧部消費流通課 ☎ 932-1177

家庭からの持ち込みや事業所の受け入れもできます せんでい枝の堆肥化施設が完成

平成17年度まで、家庭から出るせんでい枝は可燃ごみとして焼却してまいりました。

年間580トンの焼却ごみの減量とバイオマス資源として利活用できるように、18年度からは資源ごみとして分別収集し、農業生産法人(有)あぐりに搬入して、堆肥化を行ってきました。

このたび、「せんでい枝堆肥化施設」が完成しました。

これまで、町で回収したせんでい枝しか処理できませんでしたが、町内の家庭や事業所から出るせんでい枝の受け入れもできるようになりました。



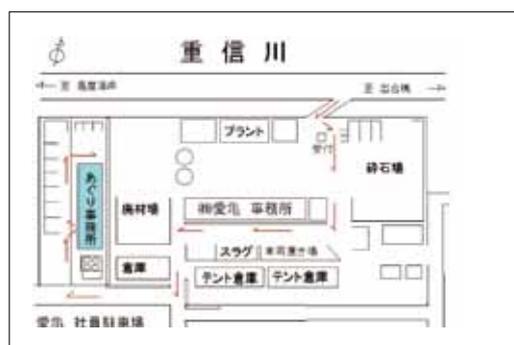
❖ 受け入れ期間 ❖

月曜日～金曜日 9時～16時30分
※祝日、年末年始は除く
※土曜日は、直接お問い合わせください。

❖ 利用料金 ❖

家庭系 20円/10kg
事業系 126円/10kg

❖ 施設内案内図 ❖



📍松前町北川原 79-1

(有)あぐり ☎ 984-3617

町民課生活環境係 ☎ 985-4117

一人一人が3Rを意識して

可燃ごみを減らしましょう

平成21年度に家庭から排出された可燃ごみは、20年度と比べると、138tの減量となり、総量は5,108tでした。可燃ごみは、これを1人1日にすると484gで、環境省の目標である『27年度までに国民1人1日530g』を6年早く達成したことになります。

本年度も、一人一人が3Rを意識して、1日1回ごみ箱の中をチェックし、さらにごみを減らしましょう！

3R

リデュース
(ごみを発生させない)

リユース
(くりかえし使う、もったいない!)

リサイクル
(資源として循環利用する)

📍町民課ごみ対策係 ☎ 985-4117

松前町からの排出プラスチック

最高品質の★Aランク★

7月15日、家庭から排出されたプラスチック類(プラスチック製容器包装)の品質検査が、再商品化事業者の新日本製鐵(株)(大分市)で行われました。本町は最高品質の「Aランク」。分別収集ができている証です。

しかし、汚れが付着したもの、容器包装以外のプラスチック製品、PETや紙などの混入も少しありました。プラスチック類の対象は、プラマークのあるプラスチック製の容器や包装です。

これからも、正しく分別しましょう。

混入していた不適物



PET容器

→ラベルはプラスチック類、本体はペットボトルの日に排出



汚れの付着したもの

→洗っても汚れの落ちないものは、可燃ごみの日に排出

プラマークがなくても対象になるもの

- ・電気製品などの気泡緩衝材(プチプチ)
- ・保護用発泡スチロール
- ・湿布のフィルム
- ・スーパーで購入商品を入れるビニール袋
- ・みかんや玉ねぎのネット
- ・食品品のラップ など

📍町民課ごみ対策係 ☎ 985-4117

分らないものはお問い合わせください。